

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より）

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校においても「いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもの学級でも起こりうる可能性のあること」を十分に認識したうえで、「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」及び「第五小学校 いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用して、未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処に努める。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【学校いじめ対策委員会】

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他当該学級担任、市派遣相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、場合によっては開かれた学校づくり協議委員や民生児童委員などの関係者等、校長が必要と認めた者

方針1「児童が安心できる学校風土を実現する」

（1）多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり

- ① 多様な立場や意見を生かし、児童自身が学校の教育活動に主体的に関わり、全ての児童にとって安全で安心な学校づくりを目指す。
- ② 発達障害を含む障害をもつ児童、海外にルーツをもつ児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童などに配慮する

（2）魅力ある授業の実践

- ① 一人一人の学習状況を把握した上での「指導の個別化」や児童の興味・関心に応じた「学習の個性化」の視点をもつ。
- ② 実態把握を目的とした調査結果を活用し、児童の主体性を引き出すための授業改善や、児童同士の対話の充実を行う。

（3）人権意識や規範意識を育てる指導

- ① 子供の権利の周知・啓発を行い、全ての児童に子どもの権利が保障されること、自分の権利と同じように他の人の権利を大切に尊重することを指導する。
- ② 教職員が人権尊重の理念を理解し、全教育活動を通して人権教育を組織的・計画的に進める。

（4）適切な援助希求の促進

- ① 担任や教職員、学校関係者、または地域などから声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- ② 弱音を吐いたり人を頼ったりすることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施し、援助希求の方法や相手について事前に指導する。

（5）安心できる学校をつくるための保護者・関係機関との連携

- ① 保護者に対して規範意識の育成や相談できる環境づくり、SOSへの対応といった役割に関する啓発を行う。

- ② 学校の対応を保護者・地域に丁寧に伝え、関係者が一緒になって取り組もうとする意識や意欲をもてる関係を構築する。

【具体的な取組】

- ◎スクールカウンセラー・派遣相談員による日頃の教育相談体制を充実させ、教員では把握しにくい情報を共有する。
5年生は1学期にスクールカウンセラーとの全員面接を実施する。
- ◎安全指導やセーフティ教室でSNSを利用するために必要な情報モラル教育を行う。
- ◎警察（スクールサポーター）や地域の関係者と定期的に情報交換の場を設ける。

方針2「いじめ問題への理解・未然防止に努める」

- (1) いじめを許さない指導の充実
 - ・全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の中で、意図的・計画的にいじめを考える機会を設定する。
- (2) 児童の主体性を育む指導
 - ・主体的に問題を発見し、その解決に向けて他者の主体性を尊重しながら、自ら行動できる自己指導能力を育成する。
- (3) 教職員の資質向上
 - ・いじめ問題に関する法や基本方針を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用を図る。

【具体的な取組】

- ◎「ふれあい月間」（6・11・2月）に全校児童を対象にしたアンケート調査を行う。
ふれあい月間を除く月も本校独自のアンケート（学校生活アンケート）を行う。
- ◎いじめに関する授業（道徳・学級活動）を行い、「いじめは絶対に許されない」ことを徹底する。
- ◎いじめ防止に向けての話合いを学期に1回行い、児童の言葉でいじめ防止の標語を考え、「武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター」を作成する。
- ◎生活指導学年会（月1回）、生活指導夕会（毎週金曜日）を行い、情報を共有して早期発見に努め、早期対応につなげる。

方針3「迅速・確実な組織対応を徹底する」

- (1) いじめの早期発見
 - ・いじめ発覚後はすぐに学校いじめ対策委員会で共有し、いじめを軽視することなく対応を決定する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
 - ・対応を行った時点から適切に記録を作成しておく。校内で統一した様式で記録を残すことや、データによる保存や共有フォルダの格納場所について共通認識を図る。
- (3) いじめへの具体的な対応
 - ・いじめを発見した場合、直ちにいじめを受けた児童に安全確保及び確認を行う。いじめを行った児童に事情を確認した上で適切に指導する等、いじめの程度に応じた対応を行う。

【具体的な取組】

- ◎「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、一日を通して児童の様子を注意深く観察する。

方針4「いじめの重大化を防ぐ専門的・継続的な連携体制をつくる」

- (1) 関係機関と連携した支援
 - ・平素から関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築する。
- (2) 重大事態への対処
 - ・重大事態の判断は学校設置者、又は学校が行う。

【具体的な取組】

- ◎学校設置者、又は学校が重大事態と判断した場合「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」に基づき、武蔵野市教育委員会と連携しながら対処する。